

三次市教育委員会議案第19号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成25年6月28日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校の校長に対する事務委任規程（平成16年三次市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

別表中

「

作木水泳プール
三良坂水泳プール
三和水泳プール

」を

「

作木水泳プール
三和水泳プール

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。